

町営住宅建設事業(住まいの再建)

商工観光課 定住対策室

生活基盤の再生 ～安全であんしんして住めるふるさと～

【方針】

一時避難所を併設した久崎住宅の建設

兵庫県が実施する河川改修事業により移転が必要となる町営久崎住宅の建替えにあたり、入居者や応急仮設住宅居住者のうち、自宅の再建が困難な被災者に対応するとともに、災害時に指定避難所に移動することが困難な地域住民が被災することを防ぐため、一時避難所機能を持つ町営住宅を建設し、生活の場確保と地域住民の安全確保に対する支援を行う。

【取り組み状況】

緊急河道対策事業により町営久崎住宅の移転が必要となり、また、久崎地区仮設住宅の撤去期限（建設後2年）が迫っていることから、新たな町営住宅の建設が必要となった。

町では、久崎集落住民や久崎住宅、応急仮設住宅入居者の意向を配慮して、建替計画を進めている。

1. 建設地

平成21年台風9号災害で被災した入居者は、互いに励ましあい助け合って災害直後の悲惨な状況を乗り切ったことで、さらに絆を深め、離れ離れになることを避けたいとの要望も強く、住み慣れた久崎地域で、高齢入居者等の生活面の利便性も考慮し、現在の所在地よりもさらに商店街や小学校に近くなる久崎集落内の町有地とした。

位置：佐用町久崎324番地5ほか

宅地 3,941.57m²（久崎地区センター駐車場合む）

2. 入居希望者の把握

移転対象となる久崎住宅入居者については、平成22年8月に町職員が訪問して意向を確認し、16世帯の入居者のうち12世帯が建替住宅への入居希望があった。

また、応急仮設住宅では意向調査の結果、3世帯の入居希望を確認した。

（入居希望者内訳）1人世帯（9戸）、2人世帯（3戸）、3人以上世帯（3戸）

計15世帯

3. 建築計画

入居者の多数が単身あるいは小家族で、かつ、被災者であることから、家賃の急激な上昇を抑えるため、部屋数の少ない戸数を多くした。

住宅

1DK [49㎡]	単身、高齢夫婦用
2DK [58㎡]	単身、高齢夫婦用
3LDK [71㎡]	家族用

一時避難所

- ・住宅入居者用の集会所 和室15畳、男女トイレ各1室、湯沸室
 - ・一時避難所 集会室約64㎡、倉庫
- * 集会室は、平時はオープンスペースとして地域住民や入居者の交流の場として使用。
- * 災害発生時は、一時避難所として入居者集会所と一体的に活用し、高齢者等の要援護者は和室で休憩し、自主防災組織等の支援者は集会室を利用。

4. スケジュール

H23.2	建設工事計画の決定
H23.2	建築確認申請
H23.6頃	建設工事着工
H24.1頃	建設工事完了・旧住宅入居者移転
H24.1頃	旧住宅除却工事着工

【まとめ】

久崎地域は、平成16年と平成21年の豪雨災害により多くの民家や田畑が冠水し、甚大な被害を受け、復旧にあたっては多額の費用と多くの労力を要している。兵庫県が実施する河川改修工事は、浸水対策として必要不可欠で、緊急的に早期完成を目指して取り組むべき最重要事業である。

地域住民も早急な河川改修事業を切望しており、町営住宅の建替建設事業は、住宅困窮者に対する支援と同時に、地域全体の安全性確保に資することとなる。